

# 北九州 e-PORT 推進機構規約

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本機構は、「北九州 e-PORT 推進機構」(以下「機構」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 機構は、「北九州 e-PORT 構想 2.0 (平成 27 年 2 月 17 日策定)」(以下、「e-PORT2.0」という。)に基づき、地域の様々な知恵や技術力、資力を結集し、地域課題解決やビジネス創出の一翼を担うことを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 本規約で使用する用語を以下のとおりに定義する。

(1) e-PORT とは、北九州地域における海の港 (seaport)、空の港 (airport) に続く第 3 の情報の港 (e-port) のことをいう。

(2) e-PORT2.0 とは、「地域課題解決型ビジネス創出のための ICT を活用したプラットフォームの構築」を目指す北九州地域の情報産業振興の指針をいう。

(3) e-PORT パートナー (以下、「パートナー」という。)とは、e-PORT2.0 に基づき、地域課題解決のためのサービスを提供、支援等を行う産学官民金の企業、団体等である。

(4) 北九州 e-PORT 推進機構とは、パートナーと協働し、e-PORT2.0 全体を推進する組織をいう。

(5) 事業体とは、e-PORT2.0 の仕組みを活用し、自らの責任において個々のサービスを主体的に展開する企業、団体等をいう。

(6) コンソーシアムとは、個別の e-PORT 事業について、e-PORT パートナーを中心に結成される共同体をいう。

(事業)

第 4 条 機構は、第 2 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) パートナーを管理し、地域課題解決に必要とされる情報提供

(2) 資金調達や事業マッチング等を行う「地域事業支援サービス」の運用及び同サービスによる事業体への支援

- (3) データセンターや共同利用可能なアプリケーション等の「地域情報基盤」の運用及び同サービスによる事業体への支援
- (4) 高度 ICT サービスに対応できる実践型 ICT 人材の育成
- (5) 広報活動、その他機構の目的を達成するために必要な事業

(期間)

第5条 機構の活動期間は、平成36年3月31日までとする。ただし、機構の活動期間は、第19条の手続きを経て、延長することができる。

(事業年度)

第6条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 役員

(役員)

第7条 機構に次の役員を置く。

- (1) 機構長 1名
- (2) 執行責任者 1名
- (3) 顧問 若干名

- 2 機構長が退任するときは、執行責任者の発案により、顧問の意見を聞いて機構長が後任の機構長を選任する。
- 3 機構長が事故等で欠けた場合は、執行責任者が顧問の意見を聞いて新たな機構長を選任する。
- 4 執行責任者は、機構長が顧問の意見を聞いて選任する。
- 5 顧問は、機構長が選任する。
- 6 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 7 在任期間中に役員が欠けた場合に補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たにその職に選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員職務)

第8条 機構長は、機構を代表し、事業運営方針を制定するとともに、その事業を総括する。

- 2 執行責任者は、機構長が定める事業運営方針に基づき、機構の事業を執行する。また、機構長に事故あるときは、機構長の職務を代行する。
- 3 顧問は、機構の事業運営方針の制定、機構長及び執行責任者の選任及び規約等の改定について、機構長及び執行責任者に対して助言を行う。  
機構長及び執行責任者は、顧問の助言を可能な限り尊重するものとする。

### 第3章 e-PORT パートナー

#### (パートナーの条件)

- 第9条 パートナーは、e-PORT2.0 に賛同し、個々の事業への参画および支援等の意思を有し、自らのビジネスの成長を企図する企業、団体等であること。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - 3 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

#### (パートナー資格の取得)

- 第10条 パートナーになろうとする者（以下「申込者」という。）は、機構長の定める手続により、機構長宛てに入会申込書（様式1）を提出しなければならない。
- 2 機構長は、関係者の意見を聞き、入会を決定する。機構長は、入会の可否について文書により、申込者に通知するものとする。

#### (年会費)

- 第11条 パートナーは、年会費を納付するものとする。
- 2 前項の、年会費その他の詳細については、機構長が別に定める。

#### (脱退および資格喪失)

- 第12条 パートナーは、機構長宛てに退会届（様式2）を提出して、任意に退会できる。
- 2 パートナーは、次の各号の事由によりパートナーたる資格を喪失する。
    - (1) 退会の申請が認められたとき

(2) パートナーたる法人または団体等が解散したとき

(3) 除名されたとき

第13条 パートナーが次の各号の一に該当するときは、推進機構の事務局が当該パートナーに対しその旨通知し、是正を求めるものとする。

(1) 不正または不当な行為があったとき

(2) この規程に違反したとき

2 前項の通知を受けた場合は30日以内にその事態を是正するものとする。

3 パートナーが次の各号の一に該当するときは、機構長は当該パートナーを除名することができる。ただし、機構長は除名の前に当該パートナーに対し、弁明の機会を与えなければならない。

(1) 第1項により是正を求められたパートナーが、前項の是正期間内に事態が是正されなかったとき

(2) 他のパートナーの名誉を傷つけるまたは目的に反する行為をしたとき

(3) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であると判明したとき

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき

4 機構長は、除名したパートナーに対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(パートナー資格の喪失に伴う権利義務)

第14条 パートナーがその資格を喪失したときは、パートナーとしての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

(機密情報の保護)

第15条 e-PORT2.0の各活動において、参加した事業体及びパートナー並びに事務局等の全ての関係者(以下、「関係者」という)は、その活動により知り得た情報を第三者に提供、開示または漏洩してはならない。

2 関係者は、パートナーを退会、除名あるいは解散による活動終了、または、当該活動終了後、3年間は前号の項目を遵守しなければならない。

(知的財産権等)

第16条 活動の過程において生じた発明、考案、意匠等の知的財産が発生した場合、その権利帰属の処分は都度、コンソーシアムに参加した知的財産を創出したパートナー間にて別途協議するものとする。

## 第4章 事業報告

(事業報告)

第17条 機構長並びに執行責任者は、機構及びコンソーシアム等の活動報告である事業報告を取りまとめて、顧問の意見を聞いたうえで、年1回以上公開しなければならない。

2 事業報告の公開方法及び公開周期等は、執行責任者が別に定める。

## 第5章 規約の変更および解散

(変更手続き)

第18条 機構規約の変更は、顧問の意見を聞いたうえで、機構長と執行責任者が協議して行う。

(機構の期間延長及び解散)

第19条 機構の活動期間延長及び解散は、顧問の意見を聞いたうえで、機構長、執行責任者が協議のうえ決定する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第20条 機構の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の構成は、機構長が別に定める。

## 第7章 雑則

(補則)

第21条 本規約に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

#### 附 則

- 1 本規約は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。
- 2 機構設立当初の役員の任期については、第 7 条の規定にかかわらず、機構設立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- 3 設立当初の機構長は、大橋正和とする。
- 4 設立当初の執行責任者は、高橋孝司とする。

## e-PORT パートナーの年会費に関する細則

e-PORT パートナー（以下、「パートナー」という）の年会費については、以下により取り扱うこととする。

（総則）

第1条 「北九州 e-PORT 推進機構規約」の第11条に基づき、パートナーの年会費に関して必要な事項を定めるものとする。

（会費の額）

第2条 パートナーは、年会費10,000円を納付するものとする。

2 前項のパートナーのうち、学術機関および行政機関、その他、機構長が特に認めるものについては、年会費を免除する。

（会費の納入）

第3条 年会費は各事業年度の5月末日までに、所定の方法により納入しなければならない。

2 新たに入会したパートナーは入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費全額を所定の方法により納入しなければならない。

3 4月末日までに退会の申請があった場合は前年度に退会したものとみなし、新たな年会費の請求は行わないこととする。

（会費の返還）

第4条 パートナーが脱退またはその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金は返還しない。

附 則

1 平成27年7月1日制定。

2 平成27年度の年会費は5,000円とする。